

(3) 環境に関する条例の指定状況

事業実施想定区域及びその周囲における地方公共団体が設定した環境に関する条例の指定状況は、表 3.2-1 に示すとおりです。

表 3.2-1 環境に関する条例の指定状況

市名	名称	告示年月日
千葉県	千葉県環境基本条例	平成 7 年 3 月 10 日条例第 2 号
	千葉県環境影響評価条例	平成 10 年 6 月 19 日条例第 26 号
	千葉県環境保全条例	平成 7 年 3 月 10 日条例第 3 号
市川市	市川市環境基本条例	平成 10 年 7 月 3 日条例第 30 号
	市川市環境保全条例	平成 10 年 7 月 3 日条例第 31 号
船橋市	船橋市環境基本条例	平成 9 年 3 月 31 日条例第 7 号
	船橋市環境保全条例	平成 14 年 12 月 27 日条例第 57 号
松戸市	松戸市公害防止条例	昭和 47 年 4 月 1 日条例第 14 号
柏市	柏市環境基本条例	平成 13 年 9 月 28 日条例第 31 号
	柏市環境保全条例	平成 13 年 9 月 28 日条例第 32 号
八千代市	八千代市環境基本条例	平成 10 年 11 月 24 日条例第 30 号
	八千代市公害防止条例	昭和 47 年 4 月 1 日条例第 26 号
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市環境基本条例	平成 20 年 3 月 24 日条例第 5 号
	鎌ヶ谷市公害防止条例	昭和 47 年 10 月 5 日条例第 34 号
印西市	印西市環境基本条例	平成 11 年 3 月 19 日条例第 2 号
白井市	白井市環境基本条例	平成 12 年 6 月 30 日条例第 32 号
	白井市公害防止条例	昭和 46 年 12 月 22 日条例第 23 号

出典：「平成27年版千葉県環境白書」（平成28年2月千葉県環境生活部環境政策課）

2) 人口の状況

a) 人口の分布、密度、世帯数及び集落の分布状況

事業実施想定区域及びその周囲における8自治体の人口及び世帯数等は、表3.2-2に示すとおりです。

平成27年10月1日現在の人口は、8自治体の合計で2,458,218人、世帯数は1,068,994世帯となっています。人口密度は、印西市を除く7市で千葉県全体の数値より高くなっています。

表 3.2-2 人口及び世帯数等

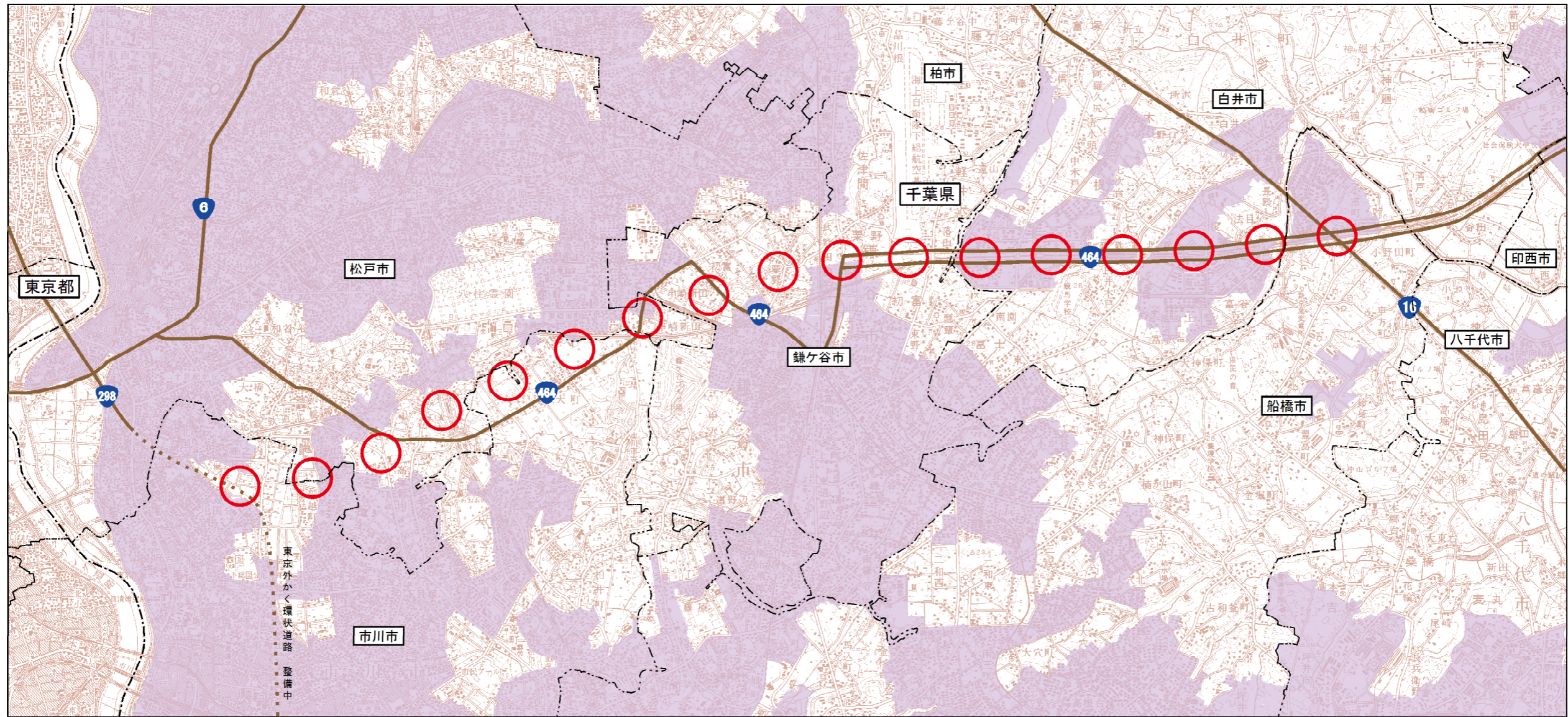
市県名	人口 (人)	平成22～ 平成27年の増減	世帯数 (世帯)	面積 (km ²)	人口密度 (1km ² あたり)
	計	増減数(人)			
市川市	481,492	7,573	228,684	57.45	8,381.1
船橋市	622,823	13,783	271,786	85.62	7,274.3
松戸市	483,238	-1,219	215,464	61.38	7,872.9
柏市	414,054	10,042	175,479	114.74	3,608.6
八千代市	193,219	3,438	78,206	51.39	3,759.9
鎌ヶ谷市	108,979	1,126	44,127	21.08	5,169.8
印西市	92,684	4,508	32,583	123.79	748.7
白井市	61,729	1,384	22,665	35.48	1,739.8
小計	2,458,218	40,635	1,068,994	550.93	4,461.9
千葉県	6,224,027	7,738	2,607,079	5,157.65	1,206.8

注)表中の数値は平成27年10月1日時点の数値である。

出典：「千葉県統計年鑑(平成27年)」(平成29年3月9日更新、千葉県ホームページ)

b) 集落の分布状況

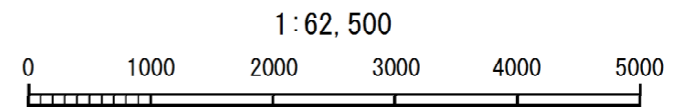
事業実施想定区域及びその周囲においては、概ね市街化された土地利用となっています。事業実施想定区域及びその周囲における集落の状況は、図3.2-1に示すとおりであり、事業実施想定区域の一部に、人口集中地区(DID)が存在します。



凡例

記号	名称
○ ○ ○	事業実施想定区域
-----	都県界
-----	市区界

■ 人口集中地区 (DID)



出典：「国土数値情報（DID人口集中地区一タ）」（国土交通省ホームページ）

図 3.2-1 人口集中地区 (DID)

